

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
平成29年 9月4日	平成29年 9月19日	・大阪市事務専決規程 ・大阪市事務専決規程運用要領（依 命通知） ・市役所課長等専決規程	公開			号	人事室	人事課（人事 グループ）
平成29年 9月5日	平成29年 9月19日	①大阪市庁舎内で、政党機関紙を公 的に購読している部数（局と部、 課、室まで）平成29年度。 ②政党機関紙を市庁舎内勧誘、配 達、集金をする場合の許可証の発行 の有無。発行している時は、その資 料 平成29年度 （人事室に係るものについて）	不存在			号	人事室	総務課
平成29年 9月5日	平成29年 9月19日	勤務情報システム操作マニュアル	公開			号	人事室	管理課
平成29年 9月11日	平成29年 9月22日	平成27年 9 月30日付、市職員 2 名 （都市整備局、港湾局）の分限免職 処分にかかる指導対象職員指定通知 書、警告書、指導記録書	部分公開	1	5	号	人事室	人事課（人事 グループ）
平成29年 9月11日	平成29年 9月22日	平成27年 9 月30日付、市職員 2 名 （都市整備局、港湾局）の分限免職 処分にかかる弁明書	不存在			号	人事室	人事課（人事 グループ）
平成29年 9月11日	平成29年 9月22日	H29. 8. 15付大北福第457号部分公開 決定通知書での公開文書に、条件に 示した七ツの重大な不正あることに ついて所属又は所属長が文書、口 頭、メール等で市長に伝えているこ とが確認できる文書。ただし、市長 部局の全所属についてで、所属長の 秘書的事務を行う部署による各所属 一ヶ所による決定でよい。 （人事室に係るものについて）	不存在			号	人事室	総務課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)				担当局	担当
平成29年 9月19日	平成29年 10月3日	H29. 8. 15付大北福第457号で公開した「決定書」に多くの重大なコンプライアンス違反があることについて、北区を除く市長部局の所属長含む職員および監査委員からの報告（①口頭、電話②文書、メール等）で、市長がこの決定書の存在を承知していることが確認できる①を録音したもの、②文書等のすべて。ただし、①、②それぞれについて決定してください。 （人事室に係るものについて）	不存在				号	人事室	総務課
平成29年 9月19日	平成29年 10月3日	担当課長が調査や聞き取り等の結果を市民に回答することを目的とした調査や聞き取り等のための市内出張において復命書を作成していない案件について、①出張の目的が確認できる文書、②市民への回答文書とその決裁、③口頭で復命行った場合、その内容とだれに行ったのか確認できる文書。ただし、H28年度以降分で北区福祉課長の出張を除く。また、案件ごとに①②③の存否を明確にしてください。所属ごと各年度当初分3件。 （人事室に係るものについて）	不存在				号	人事室	総務課
平成29年 9月19日	平成29年 10月3日	行政処分の決定が審査会等の判断した答申を尊重して基本的根拠としているものについて、審査委員が市民（申請者）に直接説明した案件に係る決裁・供覧文書。ただし、審査会が①公開、②非公開のものそれぞれについて。H26年度以降分 （人事室に係るものについて）	不存在				号	人事室	総務課